

# 毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報提供について S D S ( M S D S )

S D S : Safety Data Sheet (安全データシート)

M S D S : Material Safety Data Sheet (化学物質安全データシート)

S D S ( M S D S ) とは、危険有害化学物質を安全に管理していただくため性状及び取扱いに関する情報を総合的に提供する文書です。

毒物及び劇物取締法施行令第40条の9の規定により、毒物劇物製造業者・輸入業者・販売業者（以下「毒物劇物営業者」という。）には、毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報（S D S ( M S D S )）の提供が義務付けられています。

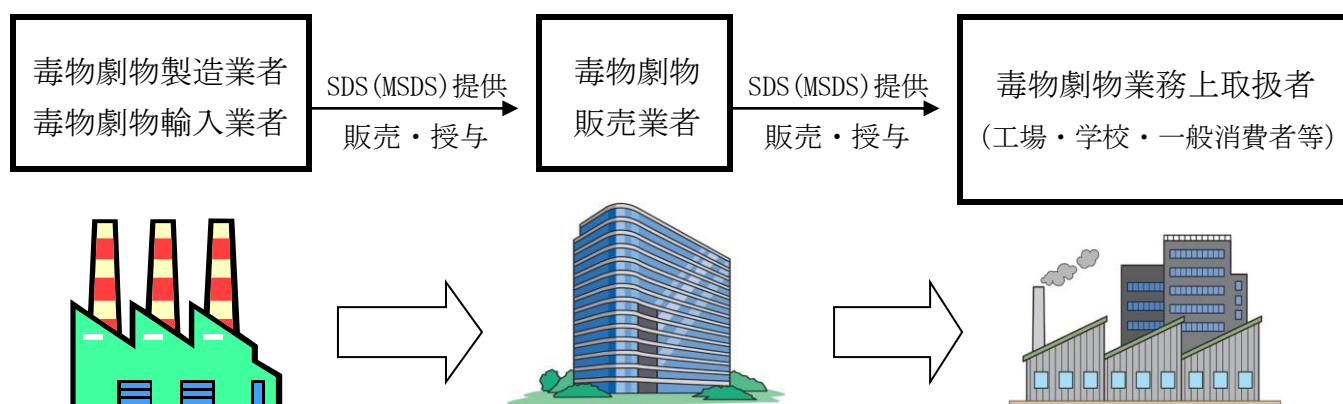
**毒物劇物を販売・授与する際にはS D S ( M S D S )の提供が必要です。**また、毒物劇物を取扱う施設においては、これを活用して、毒物劇物の適切な保管管理・廃棄に努めて下さい。

(※) M S D S は国際整合の観点から S D S に統一されました。(平成28年末まで経過措置期間有)

## 1 S D S ( M S D S ) 提供の対象

S D S ( M S D S ) の提供は、毒物劇物営業者が毒物劇物を販売し、または授与するときに行わなければなりません。

S D S ( M S D S ) を提供する時期は、毒物劇物を販売・授与する時、または販売・授与する時までです。



\*ただし、譲受人に対して既にS D S ( M S D S ) の提供が行われている場合は、提供を行わなくても差し支えありません。この場合、提供した後に情報の内容に変更が生じたときには、変更後の情報を提供して下さい。

## 2 SDS (MSDS) の内容について

毒物及び劇物取締法で必要とされている情報の内容は、以下の13項目です。

- (1) 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名・住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 毒物又は劇物の別
- (3) 名称並びに成分及びその含量
- (4) 応急措置
- (5) 火災時の措置
- (6) 漏出時の措置
- (7) 取扱い及び保管上の注意
- (8) 暴露の防止及び保護のための措置
- (9) 物理的及び化学的性質
- (10) 安定性及び反応性
- (11) 毒性に関する情報
- (12) 廃棄上の注意
- (13) 輸送上の注意

\* 毒物及び劇物取締法以外にも、SDS (MSDS) による情報提供を規定している法令（労働安全衛生法、化管法、化審法など）があります。

SDS (MSDS) は、JIS Z 7253を参考に、該当する法令の規定すべてを網羅するように作成してください。

## 3 SDS (MSDS) の提供方法

SDS (MSDS) は、日本語で、次の(1)、(2)いずれかの方法で提供してください。

なお、外国語の文献をそのまま提供することは認められません。

### (1) 文書の交付

販売業者が取り扱う毒物劇物の情報を取りまとめた冊子を交付することが含まれます。

毒物劇物である農薬を最終使用者に販売・授与する場合、譲受人が承諾すれば容器の表示によって情報提供して差し支えありません。

### (2) 磁気ディスクの交付等

「磁気ディスクの交付等」とは、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのURL及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達を指します。

※令和4年6月の改正により、相手方の承諾を要件とせず上記3(2)の方法でも情報提供できるようになりました。（令和4年6月3日付薬生発0603第9号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）